

令和5年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(1) 自治体や企業の実施支援

③ 循環型社会などを目指した環境対策ビジネスの促進（技術支援、融資制度など）

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、これによって産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的に、県内事業者等が行う研究開発を支援するとともに、島根県産業技術センター等の公設試験研究機関においてその技術に関する基礎研究を行い、県内事業者等の活動を支援しています。★

また、事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に資力が少ない中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度として、「まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）」等を設け環境保全施設の整備促進を図っています。

(2) 取組状況

- ① 産業廃棄物3R技術開発補助事業（旧事業名称：資源循環型技術補助事業）【産業振興課】★
令和4年度は補助実績がありませんでした。
- ② 資源循環型技術基礎研究実施事業【産業振興課】★
令和4年度において、以下のとおり公設試験研究機関において基礎研究が行われました。
ア ハイドロキシアパタイトによる鉍さい中のフッ素の不溶化
イ 石炭灰を用いた窯業建材・土木資材の開発に関する基礎研究
- ③ まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）は、令和4年度は利用がありませんでした。【中小企業課】

(3) 参考情報

島根県まち・ひと・しごと創生資金

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/kankyou.html>

★は、第4章－第1節－(3)－①と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 産業振興課 中小企業課	0852-22-6019